

発 行

千葉中央法律事務所
千葉市中央区中央4丁目10番12号
蚕糸会館6階
電話 043-225-4567㈹
FAX 043-225-1507
<http://www.cbclo.com>

千葉中央法律事務所

ニュース

(題字・童話作家 故斎藤隆介氏)

新年おめでとうございます。 2018年元旦



「文明と戦争」

「9条は戦争放棄を宣言し、我が国が全世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立って指導的地位を占めるこことを示すものであります」「文明と戦争とは結局両立し得ないものであります。文明が速やかに戦争を絶滅しなければ、戦争が必ずしも文明を全滅することになるであります」とこれは日本国憲法制定に深くかかわった幣原喜重郎の国会答弁です（1946.8.27）。

あれから71年。いま日本国憲法とりわけ9条は戦後最大の危機的状況をむかえています。

今年は、「明治維新150年」の年として、様々な復古的な行事やキャンペーンが行われるでしょう。しかし、天皇主権の明治憲法のもと、この国は相つぐ戦争をくりかえしました。

そしてむかえた1945年の敗戦。私たち国民は国民主権、基本的人権尊重そして戦争放棄の恒久平和主義の日本国憲法を手にしたのです。

昨年の憲法施行70年の節目の年。あろうことか安倍首相は、「9条改憲」を提言しました。そして、一挙に「改憲勢力」の勢いが強まりました。総選挙後もその流れは加速しています。

憲法9条2項をのこしたまま、自衛隊を憲法上書きこむという「安倍9条改憲」は、9条2項を実質的に死文化し、自衛隊の海外派兵の拡大、そして、フルスペックの集団的自衛権行使としてアメリカと一体となって海外で「戦争できる国にかかるもの。いま、これに反対する「3000万人署名」が全国で燎原の火のごとくひろがっています。私たち主権者は決して、この改憲を許すことはありません。

私たちの事務所は、これまでにもまして、日本国憲法をこの国の政治、社会に生かすために力を尽くしてまいります。私たちは「文明と戦争は決して相いれない」と固く信ずるからです。

そして、この信念をもって日常的な事件活動の充実につとめる決意です。皆さまのご指導とご協力を心よりお願い申し上げ、あわせて今年一年が皆さまにとって幸せな年でありますように心より祈りながら、新年にあたってのごあいさつといたします。

千葉中央法律事務所

弁護士 高 橋 勲	弁護士 高 橋 高 子	弁護士 白 井 幸 男	弁護士 守 川 幸 男
弁護士 藤 野 善 夫	弁護士 中 丸 素 明	弁護士 岩 橋 進 吾	弁護士 井 出 達 希
弁護士 島 貫 美穂子	弁護士 田 村 陽 平	弁護士 藤 盛 夏 子	弁護士 土 居 太 郎
			事務局一同